

社会福祉法人蓮根会役員及び評議員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人蓮根会の役員及び評議員の報酬に関する事項を定める事を目的とする。

(報酬)

第2条 理事長及び常務理事以外の役員及び評議員には報酬を支給しない。

2 報酬は現金で支給する。

(理事長及び常務理事の勤務報酬)

第3条 理事長及び常務理事が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払う事ができる。報酬の月額は、50,000円とする。(但しひと月の営業日の半数以上出勤した場合)

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員には報酬を支給しない。

(支給日)

第5条 報酬の支給日は社会福祉法人蓮根会職員給与規定に定める給与の支給日に準じるものとする。

附則

この規定は平成29年6月1日より適用する。